

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 6 月 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

町田市子ども発達センター条例（平成15年12月町田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図るため」の次に「、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして」を加える。

第3条第1号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター」を「法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号を同条第6号とし、同条第2号中「障がい児」を「前各号に掲げるもののほか、障がい児」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

（2）法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。

（3）法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。

（4）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する計画相談支援に関すること。

第6条第1号中「第3条第1号」の次に「及び第2号」を加え、「法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた者」を「法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者」に改め、同条第2号中「第3条第2号から第4号」を「第3条第5号から第7号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

（2）第3条第3号に掲げる事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者

（3）第3条第4号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象者等（障がい児の保護者に限る。）

第8条第1項を次のように改める。

第3条第1号から第4号までに掲げる事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を使用料として市長に支払わなければならない。

- (1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 第3条第3号に掲げる事業 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (3) 第3条第4号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

第8条第2項中「前項に規定するもの」を「第3条第1号又は第2号に掲げる事業に係る使用料」に、「利用者」を「当該事業の利用者」に、「認めるもの」を「認める費用」に改め、同条第3項中「第3条第2号から第4号」を「第3条第5号から第7号」に、「を利用する者の」を「に係る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。

町田市子ども発達センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 心身の発達に遅れのある乳幼児及び心身の発達に心配のある乳幼児（いずれも小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下これらを「障がい児」という。）の自立のために必要な相談、指導及び訓練を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図るため、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、町田市子ども発達センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援</u>に関すること。</p> <p><u>(2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援</u>に関すること。</p> <p><u>(3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援</u>に関すること。</p> <p><u>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する計画相談支援</u>に関すること。</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、障がい児の療育、指導及び相談</u>に関すること。</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 心身の発達に遅れのある乳幼児及び心身の発達に心配のある乳幼児（いずれも小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下これらを「障がい児」という。）の自立のために必要な相談、指導及び訓練を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図るため、町田市子ども発達センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター</u>に関すること。</p> <p><u>(2) 障がい児の療育、指導及び相談</u>に関すること。</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p>

町田市子ども発達センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) <u>第3条第1号及び第2号に掲げる事業 法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者又は法第21条の6に規定する措置を受けた者</u></p> <p>(2) <u>第3条第3号に掲げる事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者</u></p> <p>(3) <u>第3条第4号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象者等（障がい児の保護者に限る。）</u></p> <p>(4) <u>第3条第5号から第7号までに掲げる事業 町田市内に在住する障がい児、当該障がい児の保護者その他市長が必要と認める者</u> (使用料等)</p> <p>第8条 <u>第3条第1号から第4号までに掲げる事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を使用料として市長に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1号及び第2号に掲げる事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</u></p> <p>(2) <u>第3条第3号に掲げる事業 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</u></p> <p>(3) <u>第3条第4号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</u></p> <p>2 市長は、<u>第3条第1号又は第2号に掲げる事業に係る使用料のほか、法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用のうち当該事業の利用者に負担させることが適当と認め費用について、当該事業の利用者から徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>第3条第5号から第7号までに掲げる事業</u></p>	<p>(1) <u>第3条第1号に掲げる事業 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた者又は法第21条の6に規定する措置を受けた者</u></p> <p>(2) <u>第3条第2号から第4号までに掲げる事業 町田市内に在住する障がい児、当該障がい児の保護者その他市長が必要と認める者</u> (使用料等)</p> <p>第8条 <u>第3条第1号に掲げる事業を利用する者のうち第6条第1号の通所受給者証の交付を受けた者(次項において「利用者」という。)は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項に規定するもののほか、法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用のうち利用者に負担させることが適当と認めものについて、利用者から徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>第3条第2号から第4号までに掲げる事業</u></p>

町田市子ども発達センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>に係る</u> 使用料は、無料とする。	<u>を利用する者の</u> 使用料は、無料とする。